令和6年度 亀岡中部農地整備事業 桂川西工区雨水排水路その3工事

特別仕様書

近畿農政局亀岡中部農地整備事業所

項目	内容	摘要
第1章 総則	令和6年度亀岡中部農地整備事業桂川西工区雨水排水路その3工事(以下「本工事」という。)の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)及び近畿農政局農村振興部制定「近畿農政局土木工事共通事項書(令和6年4月版)」(URL:https://www.maff.go.jp/kinki/seibi/sekei/kouji_gyoumu/kouji_gyoumu.html)(以下「共通事項書」という。)に基づいて実施するものとする。なお、共通仕様書及び共通事項書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。	
第2章 工事内容 1.目的 2.工事場所	本工事は、国営亀岡中部土地改良事業計画に基づき、排水路を建設するものである。 京都府亀岡市大井町並河地内	
3. 工事概要	本工事の概要は次のとおりである。 排水路工 L= 486.50m 整地工 A= 0.72ha	
	排水路延長内訳) 第17号支線(A)排水路 L型水路 B4500×H1500 L=313.80m 第18号支線(A)排水路 L型水路 B4500×H1500 L=165.70m ボックスカルバート B4500×H1500 L= 7.0m	
4. 工事数量	別紙「工事数量表」のとおりである。	
5. 工期	本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期(工事開始日)及び終期を任意に設定できる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別記様式により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。 ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている265日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別記様式と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。 工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。 全体工期:契約締結の日から令和8年3月30日(工事完了期限日)まで	
	工事完了期限内における工期の変更については、受注者から変更理由が記載された書面での協議を行うこと。なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。また、工事実績情報システム(コリンズ)に登録する技術者の従事期間は、契約(変更の場合は、変更契約)工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。	

項目	内容	摘要
第3章 施工条件	1 147.	加女
1. 工程制限	隣接するほ場において、工事期間中営農を予定しているため、営農機械等の 通行を妨げてはならない。	
2. 作業可能日数	本工事の作業可能日数は17日(月平均)と想定している。なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、夏期休暇、年末年始休暇を含んでいる。	
3. 寒中コンクリート	1) 本工事におけるコンクリート工事で冬季期間に施工するものに当たっては、気象の変動を的確に把握し、共通仕様書第1編3-10-2に規定する「寒中コンクリート」としての施工を行わなければならない。 2) 発注者が想定している寒中コンクリートの施工期間は、令和7年12月18日~令和8年2月17日を想定している。 3) 受注者は、寒中コンクリートの養生方法、その他の施工方法について、共通仕様書第1編1-1-5に基づき作成する施工計画書に記載しなければならない。なお、本施工計画書に基づき設計変更の対象とするが、受注者の都合による工事工程の変更により生じる数量の増減は、設計変更の対象としない。	
第 4 章 現場条件 1. 土質	本工事の施工場所の土質は、砂質土と想定している。	
2. 第三者に対する 措置 (1) 騒音・振動対 策	騒音・振動等の対策については、十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。	
(2)境界対策	1)地区境界付近の施工は、原則境界から50cm程度離隔をとって施工するものとするが、詳細については、監督職員と協議するものとする。 2)本工事周辺の道路、水路、家屋等に近接して施工する場合は、ブルドーザーの走行速度を落とす等、既存施設に損害を与えないよう十分注意して施工しなければならない。 また、工事の施工に際しては、隣接地権者及び関係者とトラブルの生じないよう、十分注意して施工するものとし、特別な対策が必要な場合は監督職員と協議するものとする。 なお、受注者の責によるトラブルが生じた場合は、受注者の責任において処理しなければならない。	
(3)濁水処理対策	本工区の施工に伴う排水については、別工事により設置した濁水処理施設に 流下させ、濁水を直接河川に流さないよう心がけなければならない。また、施 工中は極力濁水を発生させないよう注意するものとする。 なお、関係機関との協議の結果、濁水処理対策を講ずる必要が生じた場合 は、監督職員と協議するものとする。	
(4)保安対策	本工事における交通誘導警備員は計上していないが、現地交通状況等により 必要な場合は、監督職員と協議するものとする。	
(5) 現場内への立ち入り制限等	安全のため第三者の現場内への立ち入りを制限するとともに、必要な箇所には安全施設を設置するものとする。	

項目	内容	摘要					
(6)交通対策	 工事用車輌は、工事区域内外の運行に際し制限速度等を遵守すること。なお、工事区域内の制限速度は20km/hrとする。 工事用車輌は主要資材の搬入搬出及び残土運搬時等において、車輌からの流出、飛散を防止しなければならない。 工事用車両の運行に伴い、一般道路等が損傷し道路管理者から修復等を求められた場合には、その補修工事について協議することがある。このため、頻繁に工事用車両の運行が予想される工事現場周辺の一般道路等は、事前にその路面状況等を記録しておかなければならない。なお、受注者の責で道路を損傷した場合は、監督職員に報告の上、現況復旧を行うものとする。 						
(7)防塵対策	本工事では、防塵対策は想定していないが、必要が生じた場合は監督職員と協議するものとする。						
(8) 早朝及び夜間 作業の禁止	労働災害及び騒音防止の観点から、原則として早朝及び夜間作業を行ってはならない。						
第5章 仮設 1.仮設排水路	本工事において排水路が完成するまでの間は、土水路及び既設仮設水路により流下させるものとする。 ただし、現場条件等によりこれにより難い場合は監督職員と協議すること。						
2. 水替工	本工事における水替工は想定していないが、施工時に雨水排水または湧水の 処理が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。						
第6章 工事用地等 1. 発注者が確保し ている用地	発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地(以下「工事用地等」という。)は、計画平面図上に示す施工範囲内のとおりである。						
2. 工事用地等の使 用及び返還	工事用地等については、工事施工に先立ち、監督職員の立会いのうえ用地境 界、使用条件等の確認を行わなければならない。						
3. 受注者の裁量による工事用地等	発注者が確保している工事用地以外の用地を受注者の裁量で確保する場合は、受注者の責任において処理するものとする。						
第7章 工事用電力 第8章 工事用材料 1.規格及び品質	は、受任者の負性において処理するものとする。 本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。 本工事で使用する主要材料の規格及び品質は次のとおりであり、監督職員が指示する材料については、試験成績書等を提出しなければならない。 1) 鋼材 鉄筋コンクリート用棒鋼 SD295A・SD345 JIS G 3112 2) コンクリート コンクリートはレディーミクストコンクリートとし、種類は次のとおり。						
	種類 呼び強度 (N/mm2) スランプ (cm) 粗骨材の最 水セメント比W/ セメントの種類 (大寸法(mm)) C (%) セメントの種類 による記号						
	無筋コンクリート 18 8 25 65以下 BB 均しコンクリート 一般構造物						

項目				内容				摘要	
	鉄筋コンクリート	21	12	25	60以下	BB	一般構造物		
	※粗骨材	最大寸法2		地域的に骨材	の入手が困	難な場合	20mmの使用を可		
	能とする。 4) コンクリート二次製品								
	鉄筋コン	鉄筋コンクリートL型水路 農業土木事業協会型 一筆排水桝 550型 角落し 5) 石材及び骨材 再生クラッシャーラン RC-40							
	一筆排力								
	5) 石材及で								
	6)管類								
		リ塩化ビニ	.ル管		JIS K 674	1			
	7) その他								
	水膨張」	上水材			JIS A 690				
	目地板				JIS A 690)9			
			- 1	→ I I Joly 2 - 71 -	EE 1/11 - 3 h EFA	b./ 			
2. 見本又は資料提	,					成績書、	見本、カタログ		
出				を得なければ	-	サニナッ	1日人 パナフ		
	また、		 M 科につ 	いても監督職			場合かめる。		
	77.71	材料名		到兩部人士	提出	物			
	コンクリ			計画配合表、					
	石材及で	が目が		試験成績書・	<u> </u>				
	鋼材	 リート二次集	al D	カタログ、試	 松子生				
		リ塩化ビニバ		カタログ、訊					
	その他質		下 目	カタログ、試	EA - 1 / 生 + / * *				
3. 監督職員の検査	,	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	+ 体田岩			針齢ナ、巫	リナナンナヤン バナン こ		
3. 監督職員の快宜 又は試験	ない。	上事的作信	よ、使用申	川に監督戦貝	グ快宜又は	武鞅を文	けなければなら		
人(本中的大	_	の研のオオキキ	1.1	は老の白主答:	冊記録を確	辺する惧	合があるので、		
				は、これに応					
		材料名	07276	_	大験項目		時期		
	コンクリ	ート二次製	· !品	寸法及び外		搬入時抽			
	その他主			寸法及び外		搬入時抽			
第9章 施工	C 17 E 1			112/2071	7.0. 7.1064	1/3X/ V11E	田八五.		
1. 一般事項									
(1) 一般事項	1) 工事施工	工に先立ち	5、監督暗	裁員の立ち会	いの上、エ	事区域周	辺の用排水施設		
	等を確認	し、工事期	間中に障	管害等が起き	· ないよう施	工計画を	立てなければな		
	らない。	•		. ,					
	また、ま	共通仕様書	等1章第1	節1-1-5に規	定する施工	計画には	、降雨並びに運		
	土に伴う	方災対策等	について	記載しなけれ	しばならない	`_			
	2) 対象工	区外から流	九十る排		及び既設仮	設水路を	用いて工区外へ		
	排出し、技	非水路完成	後は、同	排水路を用い	て排水する	ものとす	る。		
	また、カ	施工中にエ	区内で発	色生する地表	水または地	下水は、	施工に支障がな		
	いよう適切				· -	•			
				ュート等の澇	こ浄は、現場	骨内で行う	ものとする。		
	· ·						して処理するも		
					,		, • 0		
	*/ C / N/A	のとする。 4) 測量、施工及び耕作に支障となる草類がある場合は、事前に刈り取りを行							
	, - •								
	, - •	施工及び制	件作に支障	章となる草類	がある場合	は、事前	に刈り取りを行		

項目	内容					
	5)受注者にい。6)下表に示を確認し、	る場合においても刈 は任意仮設等におい す施設の施工にあた 監督職員に報告しな に示す支持力がない	ても木材利用の促 こっては、施工に芽 ければならない。	進に留意	地盤の地盤3	支持力
		T #	-n1 u.	· ₩₩ -	=m- * -+	<u>.</u>
	17号支線(A)技	工種	設計地	盤支持力	調査方法	7
		ックスカルバート)	62. 8	48kN/m2	平板載荷詞	犬験
施工図の作成		たおいて施工図を作	ド成し、整地面積、	水張面積	を算出の上、	電子
基準点	本工事の基 途監督職員が	出するものとする。 準点及び水準点は別 指示する。 点等の位置データは		•		ては別
標準図面集		は、別添図面の他、 」という。) により		備事業標	準図面集」	(以下
	なお、現地 協議するもの	4の状況等により、樹 とする。	標準図面集が適用で	ごきない場	合は、監督耶	職員と
検測又は確認 (施工段階確 認)	協議するもの1)本工事の 頻度につい2)下表に示職員が求め3)遠隔確認		「表に示すとおりで 示により変更する。 目主検査記録を確認 なければならない。 「近畿農政局土木	ごある。た 場合がある 思する場合 、 、 、 工事共通	だし、確認い 。 があるので、	寺期・
(施工段階確	協議するもの1)本工事の 頻度につい2)下表に示職員が求め3)遠隔確認	とする。 施工段階確認は、「 では、監督職員の指 す以外の工種は、自 た場合、これに応じ の実施については、	「表に示すとおりで 示により変更する。 目主検査記録を確認 なければならない。 「近畿農政局土木	である。た 場合がある 思する場合 、 工事共通 頭度	だし、確認い 。 があるので、	寺期・監督
(施工段階確	協議するもの 1) 本工事の 頻度につい 2) 下表に示職員が求め 3) 遠隔確認 場等におけ	とする。 加工段階確認は、「では、監督職員の指 では、監督職員の指 で以外の工種は、自 た場合、これに応じ の実施については、 る遠隔確認について	下表に示すとおりで 示により変更する。 目主検査記録を確認 なければならない。 「近畿農政局土木」により決定する。 確認時期・頻	である。た 場合がある 思する場合 、工事共通	だし、確認い 。 があるので、 事項書16.	寺期・ 監督 エ事現
(施工段階確	協議するもの 1) 本工事の 頻度につい 2) 下表に示職員が求め 3) 遠隔確認 場等におけ	とする。 か施工段階確認は、「 ては、監督職員の指 では、監督職員の指 で以外の工種は、自 た場合、これに応じ の実施については、 る遠隔確認について 確認内容	下表に示すとおりで 示により変更する。 主検査記録を確認 なければならない。 「近畿農政局土木」により決定する。 確認時期・頻 (一般監督 施工完了後	である。た 場合がある 思する場合 、工事共通	だし、確認い 。 があるので、 事項書16. 二 遠隔確認対象	寺期・ 監督 エ事現
(施工段階確	協議するもの 1) 本工事の 頻度につい 2) 下表に示職員が求め 3) 遠隔確認 場等におけ 工種	とする。 加工段階確認は、「では、監督職員の指す以外の工種は、自然では、にないに応じるの実施については、る遠隔確認については、確認内容	不表に示すとおりで 示により変更する。 主検査記録を確認 なければならない。 「近畿農政局土木」により決定する。 確認時期・頻 (一般監督 施工完了後 各計画ほ場1箇所以	である。た 場合がある 思する場合 に工事共通 度)	だし、確認い かあるので、 事項書16. 遠隔確認対象 指示による	寺期・ 監督 エ事現
(施工段階確	協議するもの 1) 本工事の 頻度につい 2) 下表に示職員が求め 3) 遠隔確認 場等におけ 工種 基盤造成 石礫除去	とする。 か施工段階確認は、「では、監督職員の指 では、監督職員の指 では外の工種は、自 た場合、これに応じ の実施については、 る遠隔確認について 確認内容 基準高 基盤面仕上がり状況 桝取付状況	下表に示すとおりで 示により変更する: 主検査記録を確認なければならない。 「近畿農政局土木」により決定する。 確認時期・頻 (一般監督 施工完了後 各計画ほ場1箇所以 初期施工完了ほ場	である。た 場合がある 思する場合 に工事共通 度)	だし、確認い かあるので、 事項書16. 遠隔確認対象 指示による 指示による	寺期・ 監督 エ事現
(施工段階確	協議するもの 1) 本工事の 頻度につい 2) 下表に示職員が存在。 3) 遠隔確認場等におけ 工種 基盤造成 石礫除去 一筆排水工	をする。 か施工段階確認は、「では、監督職員の指す以外の工種は、自た場合、これに応じるの実施については、る遠隔確認について確認内容 基準高 基盤面仕上がり状況 排水桝畦畔転圧状況	で表に示すとおりで 示により変更する。 主検査記録を確認なければならない。 「近畿農政局土木」により決定する。 確認時期・頻 (一般監督 施工完了後 各計画ほ場1箇所以 初期施工完了ほ場	である。た 場合がある 思する場合 に工事共通 度)	だし、確認い。 があるので、 事項書16. 遠隔確認対象 指示による 指示による 指示による	寺期・ 監督 エ事現
(施工段階確	協議するもの 1) 本工事の 頻度につい 2) 下表に示職員が存在。 3) 遠隔確認場等におけ 工種 基盤造成 石礫除去 一筆排水工	をする。 施工段階確認は、「 では、監督職員の指 では、監督職員の指 では、「 た場合、これに応じ の実施については、 る遠隔確認について 確認内容 基盤面仕上がり状況 桝取付状況 排水桝畦畔転圧状況 地質状況	で表に示すとおりで 示により変更する。 主検査記録を確認 なければならない。 「近畿農政局土木」により決定する。 確認時期・頻 (一般監督 を計画は場1箇所以 初期施工完了ほ場 初期施工に場で1筐 地質変化時	である。た 場合がある 思する場合 に工事共通 度)	だし、確認い。 があるので、 事項書16. 遠隔確認対象 指示による 指示による 指示による 指示による	寺期・ 監督 エ事現
(施工段階確	協議するもの 1) 本工事の 頻度につい 2) 下表に示職員が存在。 3) 遠隔確認場等におけ 工種 基盤造成 石礫除去 一筆排水工	をする。 か施工段階確認は、「では、監督職員の指す以外の工種は、自た場合、これに応じるの実施については、る遠隔確認について確認内容 基準高 基盤面仕上がり状況 排水桝畦畔転圧状況 地質状況 地耐力	表に示すとおりで 示により変更する: 主検査記録を確認なければならない。 「近畿農政局土木」により決定する。 確認時期・頻 (一般監督 施工完了後 各計画ほ場1箇所以 初期施工完了ほ場 初期施工に場で1億 地質変化時 軟弱地盤出現時	である。た 場合がある。 と 以下 は は は は は は は は は は は は は は は は は は	だし、確認い。 があるので、 事項書16. 遠隔確認対象 指示による 指示による 指示による 指示による	寺期・ 監督 エ事現
(施工段階確	協議するもの 1) 本工事の 頻度に表に示 2) 下最に示 3) 遠等におけ 工種 基盤造成 石礫除去 一筆排水工 掘削・盛土	をする。 か施工段階確認は、「では、監督職員の指法す以外の工種は、自然の実施については、る遠隔確認については、る遠隔確認について確認内容 基準高 基盤面仕上がり状況 が大説を対して、 をする。	表に示すとおりで 示により変更する。 主検査記録を確認 なければならない。 「近畿農政局土木」により決定する。 確認時期・頻 (一般監督 施工完了後 各計画ほ場1箇所以 初期施工完了ほ場 初期施工に場で1億 地質変化時 軟弱地盤出現時 湧水出現時	である。た 場合がある。 思する場合 に工事共通 度) 上 i所	だし、確認い。 があるので、 事項書16. 遠隔確認対象 指示による 指示による 指示による 指示による 指示による 指示による	寺期・ 監督 エ事現

項目			内容			摘要
	ならない。 2) 中間技術検査を受ける場合、あらかじめ監督職員から指示する出来形図及び出来形数量内訳書を作成し、監督職員へ提出しなければならない。 3) 契約図書により義務づけられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図及び工事報告書等の資料を整備し、中間技術検査を命ぜられた職員(以下「技術検査職員」という。) から提示を求められた場合は従わなければならない。 4) 技術検査職員から修補を求められた場合は従わなければならない。 5) 中間技術検査又は修補に要する費用は、受注者の負担とする。					
(6) 既設構造物に 対する措置			造物を取壊し撤去す 認を受けなければな		構造・寸法に	
(7)設計図書等の 充足			なき事項であっても、 員に報告しこれを充	–		
(8) その他	ぐものとする。		D排水は、これを遮			
2. 再生資材の利用 等	1) 再生資材の利	用	は速やかに排除しな 用しなければならな		らない。	
	資材を 再生クラッシャラ	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	規格 -40	舗装材	備考	
3. 建設資材等の搬	本工事の施工に	伴い発生する建設	投資材廃棄物等は、	次に示すぬ		
出	するものとするが建設資材	<u> </u>	場合は、監督職員と	協議する		
	廃棄物	処理施設名 	京都府船井郡京丹波	時間	事業区分	
	コンクリート殻 (Co二次製品)	共栄建設㈱	町水戸白次郎13番3	10.00~	再資源化施設業者	
4. 特定建設資材の 分別解体等	本工事におけるは、次のとおりで		工程ごとの作業内名	- 系及び分別	解体等の方法	
	工工程	作業内	容 分別	解体等の力	ī法	
	程ごの仮設	仮設工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・村	機械作業の	 第用	
	と の ②土工	土工事	□手作業 □手作業・t			
	作業の 3基礎	基礎工事 ■有□無	□手作業・1 □手作業 □手作業・ <i>t</i>			
	容 ②本体構造	本体構造の□ ■有 □無	□手作業□手作業・	機械作業の) 洋用	
	解⑤本体付属	本体付属品 <i>®</i> ■有 □無	○工事 □手作業□手作業・	幾械作業の		
	方 後 ⑥その他	その他の工事 口有 ■無				
5. 土工(1)掘削	3) 法面の崩落に	し及び盛土に流用 ては、法面の崩落 より他の施設に重		するもの	とする。	

項目	内容	摘要
7月	r 14F	加女
(2) 埋戻し及び盛土	1) 埋戻し及び盛土は一層の仕上がり厚さが30cm以下になるようにまき出し、施工条件に合った締固め機械により十分締固めなければならない。 2) 構造物隣接箇所等の埋戻し及び盛土は、一層の仕上がり厚が30cm以下となるよう均一にまき出し、施工条件に合った小型締固め機械で十分に締固めを行わなければならない。	
6. 排水路工 (1) 共通事項	設計図書に示す排水路は、左右の計画田面高が異なる場合は、各ほ場の排水に支障のないように配置しなければならない。	
(2)目地工 (伸縮目地部)	1)目地挿入部の前処理 目地側壁に付着している異物を除去し、表面を清掃するものとする。 2)接着材の塗布 目地板にハケで接着材をむらなく塗布し、ヘラにて目地壁面に十分塗りつけなければならない。なお、接着材は、湿潤面に対して接着力の高いものを選定し、事前に監督職員の承諾を得るものとする。 3)目地の挿入 目地板は目地部に真っ直ぐに挿入するものとし、ねじれのないよう留意しなければならない。なお、やむを得ず突き合わせ施工が生じる場合は、施工方法及び位置について事前に監督職員の承諾を得るものとする。	
7. 整地工 (1) 表土扱い	1)表土厚は仕上がり厚を15cm以上、作物の生育に必要な有効土層厚(表土及び床土)を25cm以上確保できるよう想定しているが、特に厚さが確保できないと予想される場合は、監督職員と協議するものとする。 2)本工区内の表土及び床土は、別工事にてはぎ取り、集積・仮置きされていることから、監督職員の立会のもと確認するものとする。 3)はぎ取った表土及び床土を、各計画は場に移動する場合は、土量を計測し、監督職員へ報告するものとする。 4)仮置中は、表土以外の土砂が混入しないように注意するものとする。 5)有効土層25cm以内に営農上支障となる石礫がある場合は除去するものとする。 6	
(2)基盤切盛	 設計図書に示してある計画田面標高は目標数値であり、仕上がり標高ではないが、逆田とならないよう施工しなければならない。 基盤切盛は原則として耕区内流用とするが、逆田となる場合は、耕区外より流用を行い逆田修正しなければならない。 基盤切盛については不同沈下を防止するために30cmごとに層状にまき出し転圧するが、土質、含水状況に応じて監督職員と協議するものとする。 切盛後において基盤面、又は法尻に湧水等が出た場合は、監督職員と協議し、排水処理をした後でなければ、基盤整地をしてはならない。 雨天時には基盤切盛り作業を中断しなければならない。また、工事を再開又は終了するときは水切り作業を行いドライな状態での施工を心掛けなければならない。 切土の場合は切り過ぎないように注意するとともに、切土面に湧水やすべり面などの異層のあることが発見された場合は、直ちに作業を中止して、対策を講じるとともに監督職員に報告しなければならない。 	

項目					摘要		
	7) 切土基盤において岩板は、詳細について監督職	·		る石礫層等が出現した場合			
(3)畦畔築立	1) 畦畔の築立は原則として基盤整地前に施工するものとする。 2) 畦畔用土に適する土の現地採取ができない場合は、監督職員と協議するものとする。						
(4)基盤整地	ばならない。)注意を払って仕上げなけれ なね直径5cm以上を5m3/1ha想			
(5)表土整地	整地仕上げは、用水取力	<口側が高くなる	よう、仕	上げなければならない。			
(6)湧水処理	本工事における湧水処理 方法について監督職員と関			外が出現した場合は、対応			
8. 一筆排水工		くや崩壊の原因に	ならない。	のとする。また、一筆排水 よう、埋戻し土の土質にも らない。			
第10章 施工管理 1. 主任技術者等の 資格 2. 施工管理							
(1) 工程管理	工種項目	管理基準値	規格値	測定基準			
	施工目地 目地 <i>の</i> 工 開き		+5mm	50mに1箇所(製品1 個に対し3箇所測 定)			
	伸縮目地 目地 の エ 開き	-3 mm $\sim +2$ mm	+3mm	全箇所(製品1個に 対し3箇所測定)			
	受注者は工事施工中に	おいて、計画工程	呈と実施エ	程を比較照査し、差異が生			
	じる恐れがある場合は、」 報告しなければならない。	原因を究明する。	とともに対	†策案を速やかに監督職員へ			
(2)施工管理の追 加項目	土木工事施工管理基準別 ①施工管理 ②撮影記録による出来形管		おり変更す	- る。			
	工種項目	撮影頻度		測定箇所			
	伸縮目地工目地設置	50mに1箇所	施工状況、	設置延長を撮影する。			
		全1回	等)の総	ライマー、塗布材、目地板 使用量がわかるもの(空缶、 を撮影する。			
第11章 条件変更の 補足説明		書等に示されてい		E条件が設計図書等と異なる 介の施工条件の変更に該当す			

項目	内容	摘要
(タロ	② 転石の出現	加安
	② 戦行の山光 ③ 湧水の出現	
	(4) 予想し得なかった騒音規制、交通規制	
	⑤ 第三者との協議によるもの	
	⑥ 地下埋設物(埋蔵文化財を含む)の出現	
	7 関係機関との協議による変更	
	8 遠隔確認の施行を行う場合	
	⑨ その他監督職員が認めた事項	
第12章 その他		
1. 電子納品	工事完成図書を、共通仕様書第1編1-1-37に基づき作成し、次のものを提出し	
	なければならない。	
	・工事完成図書の電子媒体(CD-RもしくはDVD-R)正副2部	
	・工事完成図書の出力1部(電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)	
2. CORINSへの登録	技術者の従事期間は、契約工期をもって登録することとし、余裕期間を含ま	
	ないことに留意すること。	
3. 週休2日による	1) 本工事は、月単位の週休2日に取り組むことを前提として、労務費、共通	
施工	仮設費(率分)、現場管理費(率分)を補正した試行対象工事である。受注	
	者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選	
	択し、選択結果について発注者と協議した上、週休2日による施工を行わな	
	ければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により	
	週休2日の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するもの	
	とする。 2)週単位の週休2日とは、対象期間のすべての週において、1週間に2日間	
	2) 過半位の過休と口とは、対象期間のりっての過において、「週間に2口間 以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、受注者自ら2日以	
	上の現場閉所を行うことは可能とする。月単位の週休2日とは、対象期間にお	
	いて、すべての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をい	
	う。	
	なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりであ	
	る。	
	①対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象	
	期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から	
	1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3	
	日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期	
	間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する	
	期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は含まな	
	V v₀	
	② 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作	
	業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理	
	上必要な作業を行うことは可とする。	
	③降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含め	
	るものとする。	
	3) 週休2日(4週8休以上)の実施の確認方法は、次によるものとする。	
	①受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手	
	前に選択し、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。	
	②受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週 休2日の実施状況の報告については、現場関訴実績が記載された日報、工程	
	休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程	

	内容							
	表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うもの							
	とする。							
	③監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認する							
	ものとし、必要に応じ	て受注者からの聞き取	り等を行う。					
	④監督職員は、受注者	がら定期的な報告がな	い場合や、実施状況が確認でき					
	ない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を 行うものとする。 ⑤報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。							
	・							
	を行う場合には、受注者							
			, 見場閉所状況に応じた以下に示す					
			管理費(率分)を補正する。					
	①補正係数		日在員(十刀)と開工する。					
	1/開工	週単位の週休2日	月単位の週休2日					
	項目	現場閉所1週間に2日	現場閉所率					
		以上	28.5%(8日/28日)以上					
	労務費	1.02	1.02					
	共通仮設費(率分)	1.05	1.04					
	現場管理費(率分)	1.06	1. 05					
	場合は、上記①に示す	-週単位の補正係粉に1	る補正を行い増額変更し、月単					
	位の週休2日を達成で 工事着手前に週休2日 の(受注者が週休2日 算の補正分を全て減ず 6)週休2日の確保に取 価による積算に当たっ	できない場合は、補正を 日に取り組むことについ 日の取組を希望しないも るものとする。 なり組む工事において、	を行わずに減額変更する。なお、いて監督職員へ報告しなかったもののを含む)については、当初積市場単価方式・土木工事標準単に応じて、以下のとおり補正す					
	位の週休2日を達成て 工事着手前に週休2日 の(受注者が週休2日 算の補正分を全て減ず 6)週休2日の確保に取	できない場合は、補正を 日に取り組むことについ 日の取組を希望しないも るものとする。 なり組む工事において、 っては、現場閉所状況	と行わずに減額変更する。なお、いて監督職員へ報告しなかったもののを含む)については、当初積市場単価方式・土木工事標準単に応じて、以下のとおり補正す					
	位の週休2日を達成で 工事着手前に週休2日 の(受注者が週休2日 算の補正分を全て減ず 6)週休2日の確保に取 価による積算に当たっ	できない場合は、補正を 日に取り組むことについ 日の取組を希望しないも るものとする。 なり組む工事において、 っては、現場閉所状況	を行わずに減額変更する。なお、いて監督職員へ報告しなかったものを含む)については、当初積市場単価方式・土木工事標準単に応じて、以下のとおり補正す					
	位の週休2日を達成で 工事着手前に週休2日 の(受注者が週休2日 算の補正分を全て減ず 6)週休2日の確保に取 価による積算に当たっ る。	できない場合は、補正を 日に取り組むことについ 日の取組を希望しないも るものとする。 なり組む工事において、 っては、現場閉所状況	会行わずに減額変更する。なお、いて監督職員へ報告しなかったもののを含む)については、当初積市場単価方式・土木工事標準単に応じて、以下のとおり補正す 補正係数 月単位					
	位の週休2日を達成で工事着手前に週休2日の(受注者が週休2日第の補正分を全て減ず6)週休2日の確保に取価による積算に当たっる。	できない場合は、補正を 日に取り組むことについ 日の取組を希望しないも るものとする。 なり組む工事において、 っては、現場閉所状況	で行わずに減額変更する。なお、いて監督職員へ報告しなかったものを含む)については、当初積市場単価方式・土木工事標準単に応じて、以下のとおり補正す種正係数月単位1.02					
	位の週休2日を達成で工事着手前に週休2日の(受注者が週休2日 算の補正分を全て減ず6)週休2日の確保に取価による積算に当たる。 名称 鉄筋工(太径鉄筋を含構造物とりこわし工	できない場合は、補正を 日に取り組むことについ 日の取組を希望しないも るものとする。 なり組む工事において、 っては、現場閉所状況 区分	を行わずに減額変更する。なお、いて監督職員へ報告しなかったものを含む)については、当初積市場単価方式・土木工事標準単に応じて、以下のとおり補正す構正係数月単位1.02					
4. 熱中症対策に係 る費用の計上	位の週休2日を達成で工事着手前に週休2日の(受注者が週休2日第の補正分を全て減ず6)週休2日の確保に取価による積算に当たっる。 名称 鉄筋工(太径鉄筋を含構造物とりこわし工 1)本工事は、次の熱中り対応する試行工事で	できない場合は、補正を 日に取り組むことについ 日の取組を希望しないも るものとする。 なり組む工事において、 っては、現場閉所状況 区分 む	会行わずに減額変更する。なお、いて監督職員へ報告しなかったものを含む)については、当初積市場単価方式・土木工事標準単に応じて、以下のとおり補正すは正係数月単位1.021.01					
	位の週休2日を達成で工事着手前に週休2日の(受注者が週休2日第の補正分を全で減ず6)週休2日の確保に取価による積算に当たっる。 名称 鉄筋工(太径鉄筋を含構造物とりこわし工 1)本工事は、次の熱中り対応する試行工事でア 遮光ネット(足場	できない場合は、補正を 日に取り組むことについ 日の取組を希望しないも るものとする。 なり組む工事において、 っては、現場閉所状況 区分	会行わずに減額変更する。なお、いて監督職員へ報告しなかったものを含む)については、当初積市場単価方式・土木工事標準単に応じて、以下のとおり補正すは正係数月単位1.021.01					
4. 熱中症対策に係 る費用の計上	位の週休2日を達成で工事着手前に週休2日の(受注者が週休2日第の補正分を全て減ず6)週休2日の確保に取価による積算に当たっる。 名称 鉄筋工(太径鉄筋を含構造物とりこわし工 1)本工事は、次の熱中り対応する試行工事でア 遮光ネット(足場イドライミスト	できない場合は、補正を に取り組むことについ の取組を希望しないも るものとする。 なり組む工事において、 っては、現場閉所状況 区分 む)	会行わずに減額変更する。なお、いて監督職員へ報告しなかったものを含む)については、当初積市場単価方式・土木工事標準単に応じて、以下のとおり補正すは正係数月単位1.021.01					
	位の週休2日を達成で工事着手前に週休2日の(受注者が週休2日第の補正分を全で減ず6)週休2日の確保に取価による積算に当たる。 名称 鉄筋工(太径鉄筋を含構造物とりこわし工1)本工事は、次の熱中り対応する試行工事でアニボール・デライミストウ書さ指数(WBG	できない場合は、補正を に取り組むことについ の取組を希望しないも るものとする。 なり組む工事において、 っては、現場閉所状況 区分 でか でか でが でか でが でが でが でが でが でが でが でが でが でが	会行わずに減額変更する。なお、いて監督職員へ報告しなかったものを含む)については、当初積市場単価方式・土木工事標準単に応じて、以下のとおり補正すは正係数月単位1.021のリース費用等を設計変更により					
	位の週休2日を達成で工事着手前に週休2日の(受注者が週休2日 算の補正分を全て減ず6)週休2日の確保に取価による積算に当たっる。 名称 鉄筋工(太径鉄筋を含構造物とりこわし工 1)本工事は、次の熱中り対応する試行工事でア 遮光ネット(足場イドライミストウ 暑さ指数(WBG2)1)の熱中症対策を	できない場合は、補正を に取り組むことについ の取組を希望しないも るものとする。 なり組む工事において、 っては、現場閉所状況 区分 む) では対策を実施する場合 ある。 に設置するものに限る では、の計測装置 実施する受注者は、が	会行わずに減額変更する。なお、いて監督職員へ報告しなかったものを含む)については、当初積市場単価方式・土木工事標準単に応じて、以下のとおり補正すは正係数月単位1.021.01					
	位の週休2日を達成で工事着手前に週休2日の(受注者が週休2日の(受注者が週休2日の補正分を全て減ず6)週休2日の確保に当たる。 名称 供答するは、大径鉄筋を含構造物とりこわし工 1)本工事は、次の熱中り対応する試行工を対し、上でするは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では	できない場合は、補正を に取り組むことについ の取組を希望しないも るものとする。 なり組む工事において、 っては、現場閉所状況 区分 む) では では では では では では では では では では	を行わずに減額変更する。なお、いて監督職員へ報告しなかったものを含む)については、当初積市場単価方式・土木工事標準単に応じて、以下のとおり補正すは正係数月単位1.021.01 つのリース費用等を設計変更により					
	位の週休2日を達成で 工事着手前に週休2日 の(受注者が週休2日 算の補正分を全で減ず 6)週休2日の確保に当 高。 名称 鉄筋工(太径鉄的し工 1)本工事は、次行工を が対応する試でアールを対応するがでアールを対応するがでアールを イートラートを ウートをは、次の熱中 ウートをは、次の本・ でアールをでアールを イートラートを ウートを 2)1)の監督等について 記載し、監督等について 3)設置期間等について	できない場合は、補正を に取り組むことについ の取組を希望しないも るものとする。 なり組む工事において、 っては、現場閉所状況 区分 む) では、現場閉所状況 では、現場関係では、また。 では、現場関係では、また。 では、現場関係では、また。 では、現場関係では、また。 では、現場では、また。 では、現場では、また。 では、現場では、また。 で	会行わずに減額変更する。なお、いて監督職員へ報告しなかったものを含む)については、当初積市場単価方式・土木工事標準単に応じて、以下のとおり補正すは正係数月単位1.021のリース費用等を設計変更により					

ら最寄りの地点で前年に月最高気温が25℃以上を記録した月数を参考に設

定するが、これによりがたい場合は監督職員と協議することとする。

項目	内容	摘要
5. 1日未満で完了 する作業の積算	1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算(以下「1日未満積算基準」という。)は、変更積算にのみ適用する。なお、1日未満積算基準は、農林水産省HPの下記サイトを参照すること。https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-116.pdf 2)受注者は施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。 3)同一作業員の作業が他工種等の作業と組み合わせで1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。	间女
	は、1日末個債昇基準は適用しない。 4)受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料(見積書、契約書、請求書等)により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。 5)災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。	
第13章 公共事業関係調査に対する協力	本工事が発注者の実施する歩掛調査や諸経費動向調査等の公共事業関係の各種調査の対象となった場合、受注者はその実施に対して必要な協力を行わなければならない。	
第14章 天災その他 不可抗力	天災その他の不可抗力による損害は、請負契約書第30条によるものとする。 なお、受注者の善良な管理のもとにおいて、浸水被害等が発生した場合には その損害額の負担について、発注者と受注者の協議によって定めるものとす る。	
第15章 定めなき事項	この特別仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合 は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。	